

人間文化研究機構リサーチアシスタント取扱規程

〔平成16年11月15日〕
規程第76号

一部改正 平成25年 3月26日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構の設置する大学共同利用機関（以下「各機関」という。）における研究プロジェクト等に優れた大学院博士課程在学者をリサーチアシスタント（以下「RA」という。）として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者の研究能力の育成を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 RAは、各機関の研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究プロジェクト等の責任者の指示・監督のもとで、研究の補助者として、当該研究活動に必要な補助業務を行うものとする。

(身分)

第3条 RAの身分は、パートタイム職員とする。

(資格等)

第4条 RAの対象は、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する大学院博士後期課程に在籍する学生とする。

(契約期間)

第5条 RAの契約期間は、一事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内とする。

- 2 契約期間は、これを更新できるものとする。ただし、その期間は5年を超えることができないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、契約期間は、2以上の期間（機構における有期雇用職員としての契約期間であり、かつ、平成25年4月1日以降に開始される雇用契約に限る。）を通算して5年を超えることができないものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程における2以上の期間を通算した契約期間の取扱い等は法令等に定めるところによる。

(勤務時間)

第6条 RAの勤務時間は週20時間程度を上限とし、年間200時間以上400時間以内を標準とする。

- 2 前項の勤務時間は、当該学生が受ける研究指導等に支障が生じないよう配慮しなければならない。

(給与)

第7条 RAの給与は時間給のみとし、その他の給与及び手当等は支給しないものとする。

(雇用手続、その他の雇用条件等)

第8条 RAの雇用手続、その他の雇用条件等は、本規程に定めるもののほか、別に定める大学共同利用機関法人人間文化研究機構パートタイム職員就業規則（平成16年4月1日規程第20号）による。

(無期労働契約転換職員に対する本規程の適用)

第8条の2 労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）へ転換した者（以下「無期労働契約転換職員」という。）で、無期労働契約へ転換した直前に本規程が適用されていた者については、本規程（第5条の規定のうち、有期労働契約を前提とする規定を除く。）を適用する。

2 前項に定めるもののほか、無期労働契約転換職員の労働条件について必要な事項は、機構長が別に定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、RAの取扱に関し必要な事項は、各機関の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。